



社援協発0305第1号
令和3年3月5日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公 印 省 略)

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第45号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨及び内容

1. 改正の趣旨

消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）において、組合の組合員以外の者による事業の利用（以下「員外利用」という。）が禁止されている。

近年、各地で地域課題の解決を図る取組を地域住民等が中心となって行われている事例が拡がってきており、これまで事業活動を通して地域に助け合いの輪を構築してきた組合にも期待が寄せられているが、組合が関与することに意義があると考えられるものの、員外利用の規制により実現困難となっている事例も見受けられるところである。

今般、例外として員外利用が認められる事業に、地域課題の解決に取り組む組織への物品供給を追加することにより、組合による地域社会への一層の貢献を推進するものである。

2. 改正の内容

員外利用が認められる場合については、消費生活協同組合法施行規則（昭

和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下「規則」という。) 第 11 条に限定列挙しているが、今般の改正により同条第 1 項第 1 号に次のとおり追加する。

ト 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 4 条に規定する地域住民等により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

3. その他の留意事項

(1) 改正により可能となる取組の具体例

今般の改正により、組合が関与することが可能となる取組の具体例を以下に掲げるので参考とされたい。

① 地域が運営する店舗に対する物品供給

人口減少・高齢化の急速な進展と、それに伴う商店やガソリンスタンドの撤退などの生活サービスの低下という負のスパイラルにより、将来的に地域・集落を維持し続けることが危ぶまれる一方、住み慣れた地域で安心した生活を送り続けたいという住民の要望の高まりを背景に、地域の暮らしを守るために、地域住民が主体となって組織を形成し、暮らしを支える様々な活動を行う取組が進められており、持続的な地域づくりを行う上で大きな役割を果たしている。

例えば、採算が取れない等の理由によりスーパーが撤退した地域において、住民の活動組織（地域運営組織）が公民館の一部を使用するなどして撤退したスーパーの代わりとなる商店を開設・運営することにより、生活サービスにかかる課題の解決に寄与している事例が認められる。これまでも組合が、こうした地域課題の解決に取り組む組織から商品を卸してほしいとの協力要請を受けるケースが認められたが、員外利用の規制によりその実現は困難となっていた。

今般の改正により、組合が必要な生活サービスの維持・確保の一助を担うことが可能となるものと考える。

② 生活困窮者等に対して食糧支援をはじめとした物品供給を行う組織に対する供給

景気の低迷により雇用を取り巻く環境は厳しくなり、家庭や地域に目を向けると、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化による地域コミュニティーの低下など社会的孤立が問題になっている。このような社会の変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクを抱えているといえる。

これらを背景に、生活困窮者に対する支援の輪が広がっており、社会福祉協議会などでは、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった世帯に対して、自立へ向けた意欲の向上を図ることを目的として、数日間過ごせる程度の食品を提供する事業が行われているが、主として寄付された食品を支援物資としているため、数量や内容にばらつきが生じており、事業を継続するにあたり支障を来す事例が認められた。

このため、これまで組合に対して、生活困窮者を支援する組織から欠品している支援物資を有償で供給してほしいとの要請を受ける事例が認められたが、員外利用の規制によりその実現は困難となっていた。

今般の改正により、生活困窮者を支援する組織は、ニーズに合った物品の供給により事業の充実が図られ、組合においては、継続的な生活困窮者をはじめとした支援の一翼を担うことが可能となるとともに、それら組織とのネットワークの構築が進められることを期待している。

(2) 認可にあたっての留意事項

今般の改正は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が実施する、貧困等の生活課題を抱える者への支援に対する物品供給を可能とするものである。該当するケースに関しては、上記(1)において示した具体例の他にも様々なケースが想定されるが、組合から申請があった場合には、地域の事情を鑑み、地域共生社会の実現に向けた支援に資すると判断されるものについて認可を行っていただきたい。

なお、規則第11条第1号イから同様、認可申請があった場合には、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業を利用させることによって中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがないか検討いただきたい。

第2 施行・適用時期

1. 公布の日

令和3年3月5日

2. 施行・適用期日

令和3年4月1日